

議 長	副議長	事務局長	書 記
			



政務活動費実績報告書

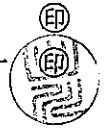
令和 7 年 8 月 26 日

富谷市議会議長 金 子 透 殿

会 派 名

代表者氏名

議 員 名 出 川 博 一



下記のとおり政務活動費を使用したので富谷市議会政務活動費運用指針の規定により、次のとおり届け出ます。

記	
使 途	☐ 調査研究費 ☒ 研修費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動
実 施 期 間	令和 7 年 7 月 15 日 (火)
実 施 場 所	地方議員研究会 交通空白解消セミナー (井原 雄人講師)
出席 (参加) 者名	出川 博一
実施 (調査) 内容	「交通空白」と地域公共交通の役割① 「交通空白」と地域公共交通の役割②
行 程	資料と USB データでの受講 (自宅)

※レンタカー・自家用車を利用する場合、利用目的や利用区間、他公共交通機関利用した場合との比較等を報告すること。

※各欄に記載できない場合、別紙添付により提出も可能。



所 感

地域公共交通関連の法制度の変遷

- 戦後～高度経済成長期

利用者が増えていた時代

サービスの安定供給を優先し、需給調整による交通事業者の地域独占と内部補助

- 1987年:国鉄の分割民営化
- 2000年:鉄道、旅客船、貸切バスの規制緩和
- 2002年:乗合バス・タクシーの規制緩和

自動車の普及で利用者が減り始めた
＝自動車と競争していた時代

需給調整を廃止し、サービスの質・量は交通事業者の競争に委ねる

- 2007年:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行→地域公共交通総合連携計画
- 2013年:交通政策基本法の施行
- 2014年:地域交通法の改正(まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築)→地域公共交通網形成計画
- 2020年:地域交通法の改正(輸送資源の総動員、独禁法の適用除外)→地域公共交通計画+努力義務化
- 2023年:地域交通法の改正(地域公共交通のリ・デザイン)

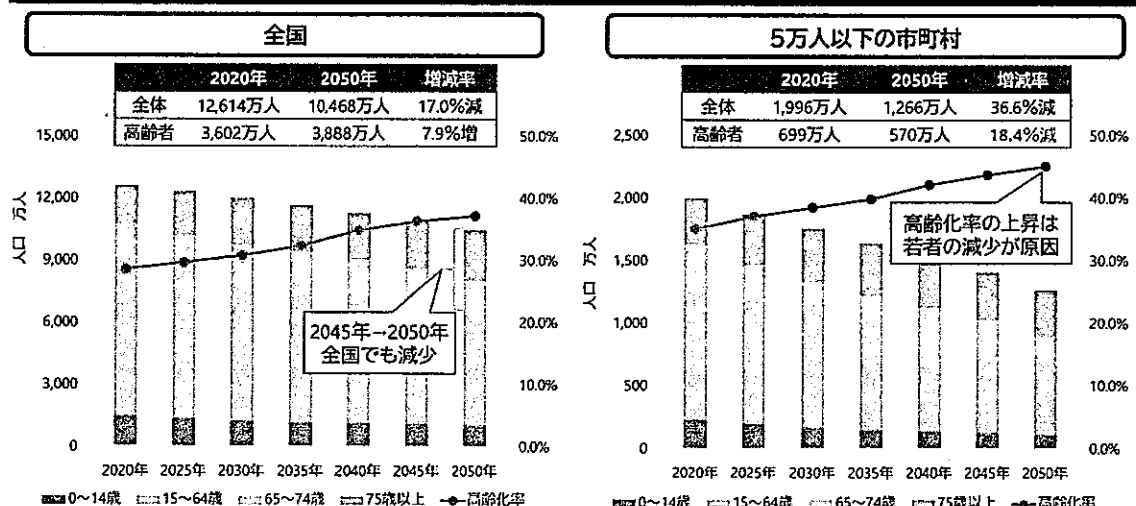
競争どころではなくなった時代

自治体・事業者・地域が一体となり公共交通の活性化・再生に取り組む

地域交通法(呼び方も変わりました)の改正(2023年)

- ① ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充
- ② バス・タクシー等の再構築に関する仕組みの拡充
- ③ 鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設
- ④ 地域の関係者の連携と協働の促進

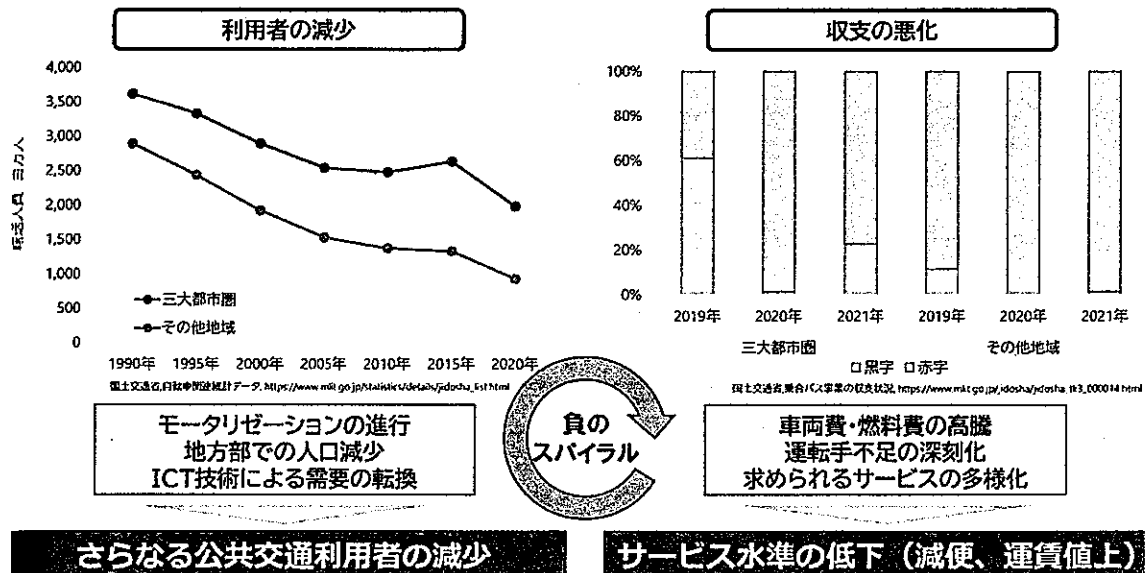
地方都市の人口と高齢化の現状



高齢化率が上昇するだけではなく人口そのものが減ることが問題

所 感

地域公共交通の負のスパイラル



地域公共交通の定義 (地域公共交通活性化・再生法)

第2条 (定義)

1 地域公共交通

地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。

2 公共交通事業者等

- イ 鉄道事業法による鉄道事業者
- ロ 軌道法による軌道事業者 (路面電車)
- ハ 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者並びに自家用有償旅客運送者 (特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送するを除く) (ライドシェア)
- ニ 自動車ターミナル法によるバスターミナル事業者を営む者
- ホ 海上運送法に規定する一般旅客定期航路事業を営む者
- ヘ 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの

地域公共交通活性化・再生法第4条では、国等の努力義務 (国・都道府県・市町村・公共交通事業者等) 努めなければならないとのみ、記載されている。

国、行政、交通事業者に地域公共交通を維持する責務はないが、利用者も含めた関係者が連携して取り組むことが肝要。

以 上